

答 申 書

(答申第 5 2 号)

平成 1 4 年 9 月 1 8 日

1 審査会の結論

- (1) 郡 町字 に係る地籍調査に関する本件地籍図及び地籍簿を開示したことは妥当である。
- (2) 郡 町字 に係る地籍調査に関する 町からの認証請求書の添付書類及び国、道、所有者への指導、指示、経過等が記録された報告書、経過書、事務連絡、電話・口頭受理票等の公文書を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求の内容は、 郡 町字 (以下「本件地番」という。)に係る地籍調査に関連する次の公文書である。

昭和51年に認証された時の地籍図及び地籍簿

町が道に提出した認証請求書の添付書類(以下「添付書類」という。)

国、道、町、所有者への指導、指示、経過等が記録された、昭和48年度から昭和51年度までの報告書、経過書、事務連絡、電話・口頭受理票等の公文書(以下「報告書等」という。)

イ 開示請求 について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、開示請求 に係る地籍図及び地籍簿については、昭和51年1月8日付けで国土調査法(昭和26年法律第180号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、実施機関が 町に認証した地籍図及び地籍簿(以下「本件地籍図及び地籍簿」という。)を対象公文書として特定し、開示決定処分を行った。異議申立人は、当該処分によって開示された本件地籍図及び地籍簿は、認証後、 町によって補正、修正されたものであり、認証時のものではないとして、認証時の地籍図及び地籍簿を開示するとの決定を求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

ウ 開示請求 及び について

実施機関は、開示請求 及び に係る添付書類及び報告書等については、いずれも管理しておらず、不存在であるとして北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき不存在通知を行っており、異議申立人は、当該不存在通知の取消しを求めるといふものであるから、不存在であるとした処分の妥当性について判断することとする。

エ 本件諮問事案に係る異議申立ては、同一人からの開示請求であって、いずれも特定の地番に関する地籍調査に係るものであるから、当審査会は併合して審議することと

した。

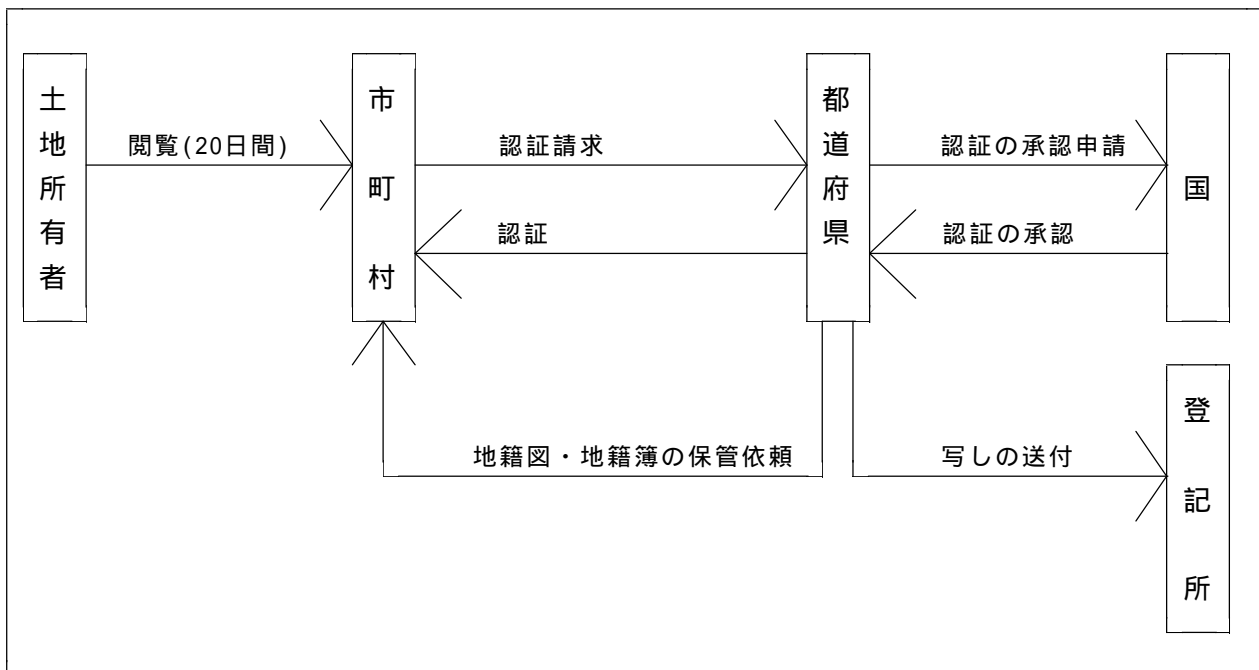
(2) 本件地籍図及び地籍簿に係る開示決定処分の妥当性について

ア 国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的としており、このうち地籍調査は、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に作成することをいうものとされている。

地籍調査を行った市町村は、地籍図及び地籍簿を作成した旨を公告し、公告の日から20日間当該地籍図及び地籍簿を一般の閲覧に供し、閲覧期間経過後に都道府県知事に認証を請求することとしている。

都道府県知事は、市町村から認証の請求を受けた場合、国に対し認証の承認を申請し、国の認証の承認後、市町村に対し、認証することとされている。また、認証後、都道府県知事は、登記所に地籍図及び地籍簿の写しを送付することとされている。

地籍調査に係る認証手続の概要は、次のとおりである。



イ 本件地番に係る地籍調査は、町（以下「町」という。）が実施主体として行ったものであり、町は、昭和50年11月20日付けで認証を請求した。

実施機関は、昭和50年12月3日付けで国に対し、認証の承認を申請し、同年12月23日付けで国から認証の承認を受け、昭和51年1月8日付けで町に認証し、また、認証後、同年1月18日に登記所に地籍図及び地籍簿の写しを送付したことが認められる。

なお、地籍図及び地籍簿は、「国土調査事業事務取扱要領」（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）により、当該調査を実施した市町村に委託して保管させることが適当であるとされており、本件地籍図及び地籍簿については、実施主体である町に保管させていることが認められる。

ウ 当審査会は、条例第33条第1項の規定により、実施機関に対し、町に保管させてい

る本件地番に係る地籍図及び地籍簿の提示を求め、これを基に調査を行った。

当該地籍図には、加筆された境界線が赤線で表示され、加筆される前の境界線は黒線に×印が表示されており、当該地籍図の表紙には、地籍調査の施行地区名とともに、表題が「地籍図原図」と記載されていた。また、地籍簿には、地番ごとに朱書きで「昭和51年4月29日」と記載されていたが、これは、地籍調査の成果に基づく土地の表示に係る変更登記がなされた時期が記載されていたものと考えられ、当該地籍簿の表紙には、地籍調査の施行地区名、地籍調査期間、認証年月日、地籍調査の実施主体である市町村名等が記載されていた。こうしたことから、当該地籍図及び地籍簿は、加筆されていたものの、いずれも認証時の原本であることがうかがわれた。

実施機関の説明によれば、認証後、町は、本件地番に係る地籍図に誤りを発見したことにより、法務局出張所に修正申出書を提出し、昭和57年7月30日に同出張所によって、地籍訂正及び地籍更正がされ、町は、その修正内容について、当該地籍図の写しに記録すべきところを、誤って当該地籍図の原本に記録したものであるとしている。また、町による修正申出書の提出に関し、実施機関に報告義務はないことから、実施機関が本件地番に係る地籍図及び地籍簿に加筆された痕跡があることを知ったのは、本件異議申立人が平成13年9月12日付けで行った公文書開示請求に対する開示決定に当たり、町から送付された本件地番に係る地籍図の原本の写しを確認した同年9月20日頃であり、同年9月26日に開示決定を行ったものである。

地籍調査の成果である認証時の地籍図及び地籍簿は、本来、そのまま保管しなければならないものであるが、本件地籍図及び地籍簿に加筆の痕跡があることが認証時の原本としての有効性を否定することにはならないものと考えられ、また、当該原本と実施機関が開示決定処分によって開示した本件地籍図及び地籍簿とを比較照合した結果、加筆の痕跡も含め、一致していることが認められるので、開示決定処分によって開示した本件地籍図及び地籍簿は、認証時の地籍図及び地籍簿からの写しであると認められる。

エ なお、異議申立人は、認証時の地籍図は、マイクロフィルムとして保管されており、以前、その情報提供を受けている経過があり、当該マイクロフィルムに謄写されている地籍図を見せてほしい旨主張している。

マイクロフィルムについては、実施機関の説明によれば、町が地籍調査の成果である地籍図を保管していることから、不測の事態が発生した場合を想定し、任意にあらかじめ地籍図をマイクロフィルムに謄写して、実施機関に提供し、実施機関が管理しているものである。

マイクロフィルムは、本来、認証時のものが管理されていなければならないが、当審査会は、実施機関に対し、本件地番に係るマイクロフィルムの提示を求め、これを基に調査を行った結果、その経過等は不明であったが、様々な加筆された痕跡が認められ、実施機関が開示決定処分によって開示した地籍図の加筆された痕跡とも異なっており、認証時の地籍図とは認めることはできなかった。

オ 以上のことから、本件開示決定処分は、妥当であると判断する。

カ 本件開示決定処分に対する意見について

(ア) 実施機関は、開示決定処分時に、本件地籍図及び地籍簿に加筆の痕跡があることを承知していたのであるから、開示に当たっては、こうした経緯を異議申立人に説明する必要があったものと考えられるが、実際には、説明等は何ら行われていなか

った。このような実施機関の対応が、異議申立人の不信感を招き、異議申立人との間に無用の摩擦を生じさせ、本件異議申立てが提起されるに至ったものであることがうかがわれる。

今後、本件のような場合には、開示する公文書の内容について、実施機関は、開示請求者に可能な限り情報を提供し、誤解を招くことがないよう十分説明を行うなど、職員に対し、制度の適正な運用について、周知、徹底を図るよう努めることが必要であると考えます。

(イ) 地籍図及び地籍簿は、市町村に保管させているとはいえ、実施機関は、当該公文書の適切な管理に努めるべきことは当然のことであり、加筆が認められたことについては、文書管理に適切さを欠いているといわざるを得ず、今後、適切な管理が望まれるところである。

(3) 添付書類に係る不存通知の妥当性について

ア 異議申立人は、添付書類は、法第21条第2項及び地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第6条の規定により、保管・保存することとされ、また、北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号。以下「文書管理規程」という。）に基づく文書分類表でも成果品・地籍認証承認申請・認証請求書（市町村）のいずれも永年保存することとしており、さらに、これがなければ、実施機関は点検もできず、監督、指導する立場の用をなさないから、保存、保管されていなければならない旨主張する。

一方、実施機関は、地籍調査に関する記録は、法第21条第2項及び準則第6条の規定に基づき、地籍調査を行った市町村が保管しなければならないとされており、添付書類は、市町村で保管されていること、また、当時、添付書類は、市町村からの認証請求が適正に処理されているか否かについて、審査、確認を行うための資料として扱っており、国からの認証承認を経て実施機関が認証を行った後は、大冊のため、認証請求書と分離し、資料として扱い、資料としての文書保存期間が経過したことにより、廃棄済みである旨主張する。

イ 地籍調査に関する認証の請求は、法第19条第1項の規定に基づき、当該調査の実施主体である市町村が都道府県知事に対し、行うこととされ、当該請求にあたっては、認証請求書に「地籍調査の成果の認証及び認証申請に係る添付書類の作成について」（昭和47年5月1日付け経企土第29号経済企画庁総合開発局長通達）により作成した文書を添付するものとされている。

都道府県知事は、地籍調査の認証後、法第21条の規定に基づき、当該地籍調査に係る成果の写しを市町村長に送付し、市町村長は、当該成果の写しを保管して、一般の閲覧に供することとされている。

一方、当時の北海道文書編集保存規程（昭和36年北海道訓令第42号。以下「文書保存規程」という。）においては、公文書の保存期間は、法令で特別の定めがあるものを除き、永年、10年、5年、3年又は1年と定められ、地籍調査に係る成果品、地籍認証申請及び認証報告書は、永年保存とされているが、地籍認証申請に添付する文書の保存期間は、具体的に明示はされていなかった。

ウ 添付書類は、実施機関が地籍調査の成果の内容を審査、確認するための資料として求めており、成果の精度、正確さを根拠づけるものであること、また、公文書の保存期間は、法令等の定めによるほか、文書保存規程に基づき、実施機関が実務上の必要

性、公文書の性質等を勘案して定めているものであり、一連の手續に関連する公文書のすべてが必ずしも同一の保存期間で管理されなければならないわけではないが、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に作成することを目的とする地籍調査の認証手續に関して、認証請求書に添付して提出される文書であることからすれば、添付書類は、本来は、認証請求書と一体として管理すべきであったと考えられる。

しかしながら、実施機関が、当時、認証を行った後は、添付書類が大冊のため、認証請求書と分離し、資料として扱い、文書保存規程により、資料として分類される保存期間は、長くても5年とされていることから、本件添付書類が既に廃棄され、現に管理していないという実施機関の説明は、不自然なものではなく、また、他に実施機関において本件公文書の存在をうかがわせるに足る資料等もない。

したがって、本件不存在通知は、妥当であると判断する。

エ 本件不存在通知に対する意見について

添付書類については、本来、認証請求書と一体として管理すべきものと考えられるが、本件添付書類が既に廃棄され、管理していないことについては、文書管理に適切さを欠いていたものといわざるを得ない。

なお、現在は、文書管理規程に基づき、平成10年度から、認証請求書と分離することなく一体的に保存し、管理しているとのことであり、今後、適切な管理を望むものである。

(4) 報告書等に係る不存在通知の妥当性について

ア 実施機関は、地籍調査に係る特定の地番に関する情報は、町からの認証請求書受理後初めて判断が可能となるものであり、認証請求書受理以前の関係書類は実施機関では作成し得ないこと、また、仮に、報告書等を作成又は取得していたとしても文書保存期間が経過しており、廃棄済みである旨主張する。

イ 準則第5条は、地籍調査を行う者又は当該地籍調査について認証を行う者は、当該調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し及び検査を行うものとする旨規定されており、町及び実施機関は、当該地籍調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し及び検査を行うこととされている。

実施機関の説明によれば、当該地籍調査の実施期間である昭和48年度から昭和50年度までの3年間において、地籍調査期間中に実施機関の町に対する改善指導があったのか否かについては、現在では、確認することができないとのことであるが、そうであれば、改善指導があったことも否定できないものであり、「認証請求書受理以前の関係書類は実施機関では作成し得ない」との実施機関の主張は採用できない。

ウ しかしながら、仮に報告書等を作成又は取得していたとしても、当該報告書等は、資料として扱い、文書保存規程により、資料として分類される保存期間は、長くても5年とされていることから、本件報告書等が既に廃棄され、現に管理していないという実施機関の説明は、不自然なものではなく、妥当なものであると認められる。また、他に実施機関において本件公文書の存在をうかがわせるに足る資料等もない。

したがって、本件不存在通知は、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年3月7日	<p>諮問書の受理（諮問番号255）</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書開示決定通知書及び公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成14年3月18日	<p>諮問書の受理（諮問番号256）</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書）の提出</p>
平成14年3月20日	<p>新規諮問事案の報告</p> <p>本件諮問事案の審議を第一部会に付託</p>
平成14年5月27日 （第一部会）	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p> <p>異議申立人からの意見陳述</p> <p>異議申立人から意見書の提出</p>
平成14年6月17日 （第一部会）	審議
平成14年7月8日 （第一部会）	審議
平成14年8月8日 （第一部会）	審議
平成14年9月11日 （第48回審査会）	答申案審議
平成14年9月18日	答申

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成13年12月3日及び同月12日 本件開示請求
- (2) 平成13年12月17日 本件開示請求に対する公文書開示決定処分（農調第3084-1号）
- (3) 平成13年12月17日 本件開示請求に対する公文書不存在通知（農調第3084-2号）
- (4) 平成13年12月25日 本件開示請求に対する公文書不存在通知（農調第3136号）
- (5) 平成14年2月15日 本件異議申立て（農調第3084-1号及び農調第3084-2号）
- (6) 平成14年2月22日 本件異議申立て（農調第3136号）

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

ア 開示決定処分（農調第3084-1号）

開示された公文書は認証時の地籍図及び地籍簿ではない。認証時の地籍図及び地籍簿を開示するとの決定を求める。

イ 不存在通知（農調第3084-2号及び農調第3136号）

本件不存在通知を取り消し、請求公文書を開示する処分に変更するとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

① 開示決定処分（農調第3084-1号）

ア 異議申立て時の理由

今回開示された地籍図及び地籍簿は認証後、町によって補正、修正されたものであり、認証時のものではない。

認証時の地籍図及び地籍簿は、道庁内赤れんが庁舎マイクロ室に保管されており、以前、その書類の情報提供を受けている経過があることから、認証時の地籍図及び地籍簿を求めるものである。

なお、法第21条第2項で成果の保管が義務付けられており、準則第89条第2項で地籍図及び地籍簿はそのままで保管しなければならない旨義務付けられている。

イ 実施機関の理由説明書に対する反論

(ア) 「当該番地に係るマイクロフィルムを確認したところ、加筆された形跡が見られるため、成果（地籍図）から謄写したのではなく、認証時の地籍図ではない。」とあるが、それでは、そのマイクロフィルムに収められている当該地番の地図は何なのか。そのマイクロフィルムを拡大、コピーして当該地番に係るその「地図」を見せてほしい。

(イ) 「マイクロフィルムは、各市町村において道の所有である地籍調査の成果（地籍図及び地籍簿）を市町村に保管させている経過から、当該市町村において、その成果が不慮の事故等で損傷又は紛失等不測の事態が発生した場合を想定し、地籍図のみをマイクロフィルムに謄写し道に提供されている」とあるが、マイクロフィルムに謄写されている成果としての地籍図を見せてほしい。

(ウ)「開示した地図及び簿冊は、地籍調査の成果である地籍図、地籍簿であり、かつ認証された地籍図、地籍簿からの写しである。」とあるが、これは虚偽であり、開示された図面は認証後、補正された図面である。

② 不存在通知（農調第3084-2号）

ア 異議申立て時の理由

平成13年12月17日付け農調第3084-2号で廃棄済みのため公文書不存在とされた町からの認証請求書の添付書類については、法第21条第2項及び準則第6条で保管・保存する旨の規定となっており、また、文書管理規程の「文書分類表」でも成果品・地籍認証承認申請・認証請求書（市町村）のいずれも永年保存することになっており、さらに、これがなければ、実施機関は点検もできず、監督、指導する立場の用をなさないから、保存、保管されていなければならず、道が廃棄したことは問題であり、不存在としたのは、虚偽の決定である。

イ 実施機関の理由説明書に対する反論

(ア)「異議申立人が主張しているとおり、成果品、地籍認証承認申請書、認証請求書（市町村）は保存されており、現に平成13年9月26日付けをもって当該異議申立人に開示している。」としているが、詭弁、虚偽である。

「現に」開示しているとする内容は、国、道、町の行政間の復命書、報告書の類で、そのコピー枚数が200枚であった。当時、地籍調査時の成果品、認証請求書（添付書類を含む）等の開示請求をしたが、それが、「承認申請」、「地籍調査の成果」の決定書にすり替えられており、申立人が開示請求したものは、何ら開示されなかったので、「認証請求書の添付書類」と特定して開示請求したものである。

(イ) 認証請求書の添付書類は、国からの認証承認や道が認証する際に、必要な書類であり、第21条第2項に基づき、知事は成果の写しを保管し、一般に閲覧に供しななければならない。また、文書管理規程によると、成果品、認証請求書は永年保存である。地籍調査作業規程準則の逐条解説によれば、記録等の保管について、「これらの調査資料は、いずれも調査経過を記録し、調査成果の精度、正確さを根拠づけるものであり、将来において当該調査成果に関して問題が生じた場合の証拠資料となるべきものである。したがって、地籍調査を行う者は、これらの資料を調査年度、地域名等を明示して整理の上、適正に保管しなければならない。保管期間については、特段の規定はないが、地籍調査における苦情又は紛争等が10年あるいは20年後にでてくることが多いので「永年保存」とすることが望ましい。」とされている。そもそも道は、町に対して指導、助言する立場にある。町が不測の事態に陥った時、あるいは、問題が生じた時、立場として、経過をなぞる根拠、証拠資料となるべきもので、それら等なくしては点検も何もできず、監督、指導する立場の用を為さない。

よって、廃棄できるものでも、されるものでもなく、保存、保管されていなければならないものである。

したがって、道の不存在処分は違法であり、異議申立人の主張は妥当である。

不存在通知（農調第3136号）

ア 異議申立て時の理由

(ア) 本件地籍調査は、昭和46年から基準点、補助基準点が設けられ、昭和47年には基本調査図、基本調査簿が既に作成されていることから、測量会社、土地家屋調査士、その他から町が対応しないのであれば、道が指導、勧告することになっているので、道に相談、要請するよう教えられたため、申立人（及び申立人の母親、

弟)は再三、道庁を訪問し、地籍調査関係書類の提出を求めるとともに、道から町への改善指導、教示を要請していた。

(イ)しかし、平成13年10月5日開示された公文書の中で、昭和50年11月20日に認証申請が町から提出され、成果として道が確認していることを知ったが、当時は全くそのような教示はなかった。

さらに、国土地理院に出向き、道や町へ適切な対応及び指導を要請した。

国からの指導、指示による報告書、経過書、事務連絡、電話・口頭受理票などは重要書類であり、北海道文書編集保存規程により、簡単に廃棄するものとは考えられず、保管、管理されているものと思われる。今回の不存在通知は不作為、かつ隠蔽であり、虚偽の決定である。

イ 実施機関の理由説明書に対する反論

(ア) 国土調査(=地籍調査)は国の事業で、実施主体は町であるが、道は重要な役割がある。道は基本調査を行い(法第2条第1項第2号)、北海道知事は成果を認証する立場にあり(法第19条第2項)、それに先立って、管理及び検査を行う(準則第5条)。北海道知事は国土調査を実施する者に対し、随時、当該国土調査の実施に関し、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる(法第22条第2項)し、必要があると認めるときは、測量業を営む者に対し、実施報告を求めることができる権限(法第22条の2第2項)をもっている。

申立人は地籍調査の最中、認証前後から今日まで連続的、継続的に道の担当課へ相談に通っているが、教えてくれず相談にはならなかった。

(イ) 理由説明書で、「特定の地番に関して道は町に対し、改善指導等はありません。」

「国からの特定地番に関して道への指示、指導等はありません。」とあるが、どちらも指導等はあった。

(ウ) 道は準則第5条により、工程管理者、検査者、班長(責任者)、監督者のもと、管理、検査を行っているのであるから、状況を知りうる立場にあり、知っていなければならない。

地籍調査に関し、指導、指示、経過等が記載された報告書、経過書、事務連絡、電話・口頭受理票等、あるべきはずの当該地番に係る関係書類の開示を求めているのである。

(エ)「保存期間が最長で5年とされていた」、「文書保存期間が経過しており、廃棄済みである。」とあるが、国土調査は国の事業であり、申立人は今日まで継続して道の担当課に通っており、継続している事案であることから、文書保存期間経過ないし廃棄は該当しない。

(オ)「公文書不存在処分が不作為かつ隠蔽で虚偽の決定ではなく」とあるが、文書は存在していると確信している。道は地籍調査に関し、管理、検査、報告を求める権限、勧告する権限をもっている。申立人は今日まで継続して道の担当課に通っており、道が何も調査をしなかったとは考えられない。

3 実施機関の説明の要旨

異議申立人に対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

① 開示決定処分(農調第3084-1号)

ア 異議申立人は、開示された公文書の地籍図、地籍簿は原図、原簿ではない旨主張している。

しかしながら、開示した地図及び簿冊は、地籍調査の成果である地籍図、地籍簿であり、かつ認証された地籍図、地籍簿からの写しである。

イ マイクロフィルムは、各市町村において道の所有である地籍調査の成果（地籍図及び地籍簿）を市町村に保管させている経過から、当該市町村において、その成果が不慮の事故等で損傷又は紛失等不測の事態が発生した場合を想定し、地籍図のみをマイクロフィルムに謄写し道に提供されているものである。

ウ 異議申立人は、認証時のそれは赤れんが庁舎マイクロ室に保管されており、以前にその書類の情報提供を受けたとのことであるが、当該番地に係るマイクロフィルムを確認したところ、加筆された形跡が見られるため、成果（地籍図）から謄写したのではなく、認証時の地籍図ではない。

② 不存在通知（農調第3084-2号）

ア 町からの認証請求書の添付書類は、法21条2項及び準則第6条に基づき、地籍調査を行った市町村が調査図、地籍調査票、測量記録その他地籍調査に関する記録を保管しなければならないとされており、市町村において保管することになっていることから、異議申立人の道が保管・保存している旨の主張には理由がないものである。

イ 異議申立人は、文書管理規程の「文書分類表」では成果品、地籍認証承認申請書、認証請求書（市町村）は永年保存することとされている旨主張している。

異議申立人が主張しているとおり、成果品、地籍認証承認申請書、認証請求書（市町村）は保存されており、現に平成13年9月26日付けをもって当該異議申立人に開示している。

ウ 認証請求（市町村）に係る添付書類は、市町村からの認証請求が適正に処理されているか審査等の確認資料として求めているものであり、国からの認証承認を経て道が認証を行った後は、認証請求書（市町村）と分離保管し、資料として管理しており、その後、文書保存期間が経過したことにより、廃棄されたものであり、異議申立人の主張には理由がない。

不存在通知（農調第3136号）

ア 異議申立人は、道に地籍調査に関し、関係書類の提出を求め、道から 町への改善指導、教示を要請していた旨主張するが、当該地番に係る 町の地籍調査実施期間は、昭和48年4月1日から 町の認証請求申請時（昭和50年11月21日受理）であり、その間は地籍調査が継続して実施されており、特定の地番に関して道は町に対し、改善指導等はありません。

イ 道は地籍調査に係る特定の地番の情報に関し、 町から道へ認証請求書受理以後に初めて判断可能となるものであり、地籍調査によって新たに発生した当該地番に関する認証請求以前の関係書類は道では作成し得ないものである。

ウ 異議申立人は、国からの指導、指示の報告書、経過書、事務連絡、電話・口頭受理票等は重要書類であり、道の文書編集保存規程により、廃棄するものとは考えられなく、保管・管理されていると思われる旨の主張であるが、国からの特定地番に関して道への指示、指導等はありません。

エ 仮に、昭和48年度から昭和51年度の間に当該特定地番に関し、文書を作成又は取得していたとしても文書保存期間が経過しており、廃棄済みである。

オ これらのことから、公文書不存在処分が不作為かつ隠蔽で虚偽の決定ではなく、異議申立人の主張には何ら理由がない。